

議案第 27 号

山陽小野田市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定
について

山陽小野田市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例を次のよう
に定める。

令和 6 年 2 月 22 日提出

山陽小野田市長 藤 田 剛 二

山陽小野田市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例
山陽小野田市消防団員等公務災害補償条例（平成 17 年山陽小野田市条例第
169 号）の一部を次のように改正する。

第 5 条第 2 項第 2 号中「8, 900 円」を「9, 100 円」に改める。

別表中「12, 440」を「12, 500」に、「13, 320」を
「13, 350」に、「10, 670」を「10, 800」に、「11, 550」
を「11, 650」に、「8, 900」を「9, 100」に、「9, 790」
を「9, 950」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の山陽小野田市消防団員等公務災害補償条例第 5 条
第 2 項及び別表の規定は、この条例の施行の日以後に支給すべき事由の生じ
た山陽小野田市消防団員等公務災害補償条例第 5 条第 1 項に規定する損害補
償（以下「損害補償」という。）並びに同日前に支給すべき事由の生じた同
日以後の期間に係る同条例第 4 条第 3 号に規定する傷病補償年金、同条第 4
号アに規定する障害補償年金及び同条第 6 号アに規定する遺族補償年金（以
下「傷病補償年金等」という。）について適用し、同日前に支給すべき事由

の生じた損害補償（傷病補償年金等を除く。）及び同日前に支給すべき事由の生じた同日前の期間に係る傷病補償年金等については、なお従前の例による。

山陽小野田市消防団員等公務災害補償条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>(補償基礎額)</p> <p>第5条 (略)</p> <p>2 前項の補償基礎額は、次に定めるところによる。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 消防作業従事者、救急業務協力者若しくは水防従事者又は応急措置従事者（以下「消防作業従事者等」という。）が消防作業等に従事し、若しくは救急業務に協力し又は応急措置の業務に従事したことにより死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は消防作業等に従事し、若しくは救急業務に協力し、又は応急措置の業務に従事したことによる負傷若しくは疾病により死亡し、若しくは障害の状態となった場合には、<u>9, 100円</u>とする。ただし、その額が、その者の通常得ている収入の日額に比して公正を欠くと認められるときは、1万4, 200円を超えない範囲内においてこれを増額した額とすることができる。</p> <p>3・4 (略)</p>	<p>(補償基礎額)</p> <p>第5条 (略)</p> <p>2 前項の補償基礎額は、次に定めるところによる。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 消防作業従事者、救急業務協力者若しくは水防従事者又は応急措置従事者（以下「消防作業従事者等」という。）が消防作業等に従事し、若しくは救急業務に協力し又は応急措置の業務に従事したことにより死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は消防作業等に従事し、若しくは救急業務に協力し、又は応急措置の業務に従事したことによる負傷若しくは疾病により死亡し、若しくは障害の状態となった場合には、<u>8, 900円</u>とする。ただし、その額が、その者の通常得ている収入の日額に比して公正を欠くと認められるときは、1万4, 200円を超えない範囲内においてこれを増額した額とすることができる。</p> <p>3・4 (略)</p>

別表（第5条関係）

補償基礎額表

(単位：円)

階級	勤務年数		
	10年未満	10年以上 20年未満	20年以上
団長及び副団長	12,500	13,350	14,200
分団長及び副分団長	10,800	11,650	12,500
部長、班長及び団員	9,100	9,950	10,800

備考

1・2 (略)

別表（第5条関係）

補償基礎額表

(単位：円)

階級	勤務年数		
	10年未満	10年以上 20年未満	20年以上
団長及び副団長	12,440	13,320	14,200
分団長及び副分団長	10,670	11,550	12,440
部長、班長及び団員	8,900	9,790	10,670

備考

1・2 (略)